

第 1 4 5 8 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則……………3

[告 示]

固定資産税・都市計画税督促状公示送達……………4

入札告示（2件）……………5

指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示……………11

国民健康保険料納入通知書兼更正通知書・納入通知書兼決定通知書公示送達……………12

入札告示……………13

令和3年3月甲府市議会定例会繰上げ招集告示……………16

農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………17

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示……………18

指定居宅介護支援事業者の指定公示……………19

令和2年度補正予算の公表……………20

国民健康保険被保険者証無効告示……………21

指定地域密着型サービス事業者の廃止公示……………22

農業振興地域整備計画の変更公告……………23

犬又は猫の引取り告示（2件）……………24

介護保険料更正通知書・納付書公示送達……………26

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………27

公売公告兼見積価格公告……………29

市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達……………30

差押調書（謄本）公示送達……………31

配当計算書・充当通知書公示送達……………32

特定子ども・子育て支援施設等の確認公示……………33

犬又は猫の引取り告示……………34

開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………35

軽自動車税督促状公示送達……………37

令和3年3月甲府市議会定例会招集告示……………38

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示……………39

道路区域の変更告示（3件）……………40

生活保護法の規定に基づく指定施術機関指定公示……………43

生活保護法の規定に基づく指定医療機関廃止公示……………44

生活保護法の規定に基づく指定介護機関変更公示	45
配当計算書・充当通知書公示送達	46
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	47
申告に関する期限の延長告示	48
介護保険料納入通知書・納付書・更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達	49
市県民税過誤納金還付通知書公示送達	50
市有財産の売却について随時申込みを受け付ける旨の公告	51
生活保護費に係る滞納債権に対する督促状公示送達	54
配当計算書・充当通知書公示送達	55
都市計画図書縦覧告示	56
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	57
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	59
指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設の指定公示	60
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	61
指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設の指定公示	62
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	63
[監査委員会]	
監査結果に関する報告の公表	64
[農業委員会]	
甲府市農業委員会2月定例総会招集公告	65
[上下水道局]	
甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程	66
甲府市上下水道局公印管守規程の一部を改正する規程	69
甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程	70
入札告示（2件）	71
公印改刻告示	78

入札告示（2件）	79
指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止告示	85
公印廃止告示	86
入札告示（2件）	87
[任免辞令]	
市長事務部局	92
教育委員会	92

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第3号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和41年11月規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第20号を第22号とし、第13号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の2号を加える。

- (13) 法第55条の8第1項の規定による事業の実施に関する事。
- (14) 法第55条の9第2項の規定による情報の提供に関する事。

第2条の2中「及び第10号」を「、第10号、第13号及び第14号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第38号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年2月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 書類名 | 令和2年度固定資産税・都市計画税第2期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年2月2日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 232号		
工事名	山城小学校他4校スポットクーラー電源改修工事		
工事場所	甲府市上今井町474-2外		
工事概要	1	工事内容	1. 電源改修工事 (1) 山城小学校 (2) 玉諸小学校 (3) 国母小学校 (4) 大国小学校 (5) 大里小学校
	2	工期	令和3年7月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,799,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年2月2日

	2	入札説明書等配付締切日	令和3年2月12日
	3	申請書受付開始日	令和3年2月2日
	4	申請書受付締切日	令和3年2月12日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年2月18日
	6	設計図書配付開始日	令和3年2月2日
	7	設計図書配付締切日	令和3年2月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年2月2日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年2月19日
	10	入札及び開札日時	令和3年3月2日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年2月25日 午後5時まで
	2	回答	令和3年2月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年2月2日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 233号		
工事名	城南中学校他4校スポットクーラー電源改修工事		
工事場所	甲府市大里町2590-1外		
工事概要	1	工事内容	1. 電源改修工事 (1) 城南中学校 (2) 西中学校 (3) 南中学校 (4) 南西中学校 (5) 東中学校
	2	工期	令和3年7月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,663,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 700万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年2月2日

	2	入札説明書等配付締切日	令和3年2月12日
	3	申請書受付開始日	令和3年2月2日
	4	申請書受付締切日	令和3年2月12日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年2月18日
	6	設計図書配付開始日	令和3年2月2日
	7	設計図書配付締切日	令和3年2月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年2月2日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年2月19日
	10	入札及び開札日時	令和3年3月2日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年2月25日 午後5時まで
	2	回答	令和3年2月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び第115条の20の規定により公示する。

令和3年2月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101604 |
| 2 | 事業所の名称 | 愛の家デイサービス甲府後屋 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市後屋町97-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー29階
メディカル・ケア・サービス株式会社
代表取締役 山本 教雄 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和3年2月1日 |

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年2月2日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書
令和2年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
令和2年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の3件の一般競争入札を執行する。

令和3年2月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件ごとに入札に付する。

施設名称：甲府市相生福祉センター・甲府市保健センター、南庁舎

所在地：甲府市相生2丁目17番1号

物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	備考
1	甲府市 相生福祉センター・ 保健センター施設内休憩室	2.00㎡	1台	屋内設置
2	甲府市 相生福祉センター・ 保健センター施設内休憩室	2.00㎡	1台	屋内設置
3	甲府市 南庁舎施設入口	2.00㎡	1台	屋外設置

(2) 予定価格

公表しない。

(3) 貸付期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (5) 法人にあっては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
 - (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
 - (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。
- 3 募集要項及び仕様書の配付期間、配付場所及び配付方法

(1) 配付期間

令和3年2月3日（水）から令和3年2月17日（水）まで
（この期間内の市の休日を除く）
午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

甲府市 総務部 契約管財室 管財課（甲府市役所本庁舎5階）
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話番号055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を下記の申込場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和3年2月3日（水）から令和3年2月17日（水）まで
（この期間内の市の休日を除く）
午前9時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）
甲府市丸の内一丁目18番1号

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和3年3月1日（月）午後1時30分から、別表1のとおり物件ごとに順次実施する。

(2) 場 所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所 本庁舎6階 入札室1

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定に当たっては、すべての物件について、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を以って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申告書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納入しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 説明会

行わない。

(5) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。

別表1

入札日時

物件番号	入札日	入札時間
1	令和3年3月1日（月）	午後 1時30分
2		午後 2時00分
3		午後 2時30分

甲府市告示第44号

令和3年3月甲府市議会定例会は、甲府市議会定例会規則ただし書の規定を適用し、令和3年2月に繰り上げて招集する。

令和3年2月4日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第45号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和3年2月4日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和3年2月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105514 |
| 2 | 事業所の名称 | 訪問介護 いろは |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市朝日1丁目10-2 朝日ビル102 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市龍地3044-1
合同会社いろは
代表社員 内田 修 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和3年2月10日 |

甲府市告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

令和3年2月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105514 |
| 2 | 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所 彩葉 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市朝日1丁目10-2 朝日ビル102 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市龍地3044-1
合同会社いろは
代表 内田 修 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 指定年月日 | 令和3年2月10日 |

甲府市告示第48号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和2年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

令和3年2月4日

甲府市長 樋口雄一

令和2年度甲府市一般会計補正予算（第14号）

甲府市告示第49号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和3年2月5日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第50号

介護保険法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和3年2月5日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970600514 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスはなもも |
| 3 | 事業所の所在地 | 西八代郡市川三郷町市川大門2035-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 西八代郡市川三郷町市川大門2035-1
株式会社 TMT
代表取締役 津久井 悟 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和3年1月1日 |

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、変更理由を付した当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

令和3年2月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 令和3年2月5日

至 令和3年3月8日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む。）は、当該農業振興地域整備計画の案について、令和3年3月8日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく当該農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

当該農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和3年3月8日の翌日から起算して15日以内である令和3年3月23日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

縦覧場所と同じ

甲府市告示第52号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和3年2月12日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和3年2月8日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市湯田二丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：白
- 6 その他の特徴：成犬、中型、黒い革製の首輪
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第53号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和3年2月12日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和3年2月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市緑が丘一丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：チワワ風
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：こげ茶
- 6 その他の特徴：成犬、小型、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課
電話055-237-2550

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年2月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 令和3年1月14日 |
| 3 | 項目 | 令和2年度介護保険料更正通知書
令和2年度介護保険料7期分 |
| 4 | 納期限 | 令和3年2月19日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書類及び企画提案書類の提出を招請する。

令和3年2月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 件名

甲府市子ども屋内運動遊び場自動販売機設置

2 業務概要

本市は、遊びの中で子どもの多様な動きを引き出すとともに、親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への興味・関心を深め、もって運動能力向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄与する運動遊びの新たな拠点となる「甲府市子ども屋内運動遊び場」の利用者の利便性向上を目的として、自動販売機を設置する。

3 設置期間

令和3年4月20日から令和8年3月31日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている法人（単独で参加する場合は協力会社の参加を認める）又は2つ以上の法人で構成する共同企業体（以下「共同体」という。）とする。ただし、共同体は、別に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる要件を構成員全員が満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者）
- (6) 公共施設への自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。ただし、共同体で参加を行う場合の実績は、代表となる法人が有していること。

(注) 共同体で本手続に参加する場合は、次の点に留意すること。

ア 代表者となる法人を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務遂行の全てに責任を持つこと。

- イ 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
- ウ 構成員は他の共同体への参加及び単独で申し込むことはできない。
- エ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を参加申込書の提出時に提出すること。
- オ 契約締結時まで、共同企業体協定書の写しを提出すること。
- カ 選定されなかった共同体の構成員が、選定された設置事業者の本業務の実施について支援・協力を行うことは可能とする。

5 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領、選考方法、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）

TEL 055-231-5538

FAX 055-221-3012

E-mail kodomooen@city.kofu.lg.jp

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告する。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

令和3年2月10日

甲府市長 樋口雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産明細書」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	せり売り	
公 売 日 時	公売 参加 申込 期間	令和3年 2月10日(水) 午後 1時00分から 令和3年 2月24日(水) 午後 11時00分まで
	入札 期間	令和3年 3月 2日(火) 午後 1時00分から 令和3年 3月 4日(木) 午後 11時00分まで
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上 (https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)	
売却決定の日時	令和3年 3月 5日(金) 午前 10時00分	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市市民部収納管理室滞納整理課	
買受代金納期限	令和3年 3月 12日(金) 午後 2時30分	
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、買受人になることができません。	
そ の 他	別紙「公売公告兼見積価額の公告のその他の記載事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を甲府市長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所滞納整理課に用意してあります。	

甲府市告示第57号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が明らかでなく、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年2月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和2年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部課税管理室市民税課 |

甲府市告示第58号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 福発第7815号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

甲府市告示第59号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第8196号
充当通知書 福発第8197号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等として次の者を確認したので、同法第58条の11第1項の規定により公示する。

令和3年2月15日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 サービスの種類 | 認可外保育施設 |
| 2 事業所の名称 | New Life International School |
| 3 事業所の所在地 | 山梨県甲府市朝日5-4-16 |
| 4 当該事業所の設置者 | 特定非営利活動法人
New Life International School |
| 5 確認年月日 | 令和3年2月15日 |

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和3年2月18日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和3年2月15日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市古上条町、後屋町境界地内
(ファッションセンターしまむら古上条店付近)
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：白、薄茶に黒混じり
- 6 その他の特徴：成犬、中型、ピンク系の布製首輪（象の絵柄）、垂れ耳
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課
電話055-237-2550

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市高畑一丁目491番1から491番4まで
以上4筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市貢川本町4番19号
大和ハウス工業株式会社 山梨支店
支配人 斉藤 貴之

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月16日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字牛飼1198番1から1198番9まで及び1200番9以上10筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区東上野四丁目27番3号
東京セキスイハイム株式会社
代表取締役 吉田匡秀

甲府市告示第64号

次の市税に係わる督促状は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該資料は収納課において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年2月16日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 書類名 | 令和2年度軽自動車税督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |
| 4 公示する文書 | 別紙のとおり |

甲府市告示第65号

令和3年3月甲府市議会定例会を令和3年2月26日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

令和3年2月18日

甲府市長 樋口 雄一

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和3年2月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105274 |
| 2 | 事業所の名称 | ケアフォレスト |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市国玉町1290-8 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 ケアフォレスト
代表取締役 森 雅之 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和3年2月28日 |

甲府市告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年3月4日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 732
- 3 路線名 伊勢四丁目4号線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市伊勢四丁目2154番地先から 甲府市伊勢四丁目2311番地先まで	3.7～ 5.2	224.1
新	甲府市伊勢四丁目2146番3地先から 甲府市伊勢四丁目2311番地先まで	3.7～ 46.7	224.1

甲府市告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年3月4日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 242
- 3 路線名 栗分（A）線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市伊勢四丁目1452番24地先から 甲府市伊勢四丁目2074番3地先まで	1.9～ 18.8	408.7
新	甲府市伊勢四丁目1452番24地先から 甲府市伊勢四丁目2074番34地先まで	1.9～ 24.7	408.7

甲府市告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和3年3月4日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 207
- 3 路線名 伊勢療養所前通り線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市住吉二丁目2002番1地先から 甲府市伊勢四丁目2087番9地先まで	5.6～ 12.8	231.9
新	甲府市住吉二丁目2002番1地先から 甲府市伊勢四丁目2087番9地先まで	5.6～ 17.0	290.3

甲府市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定施術機関指定申請書を受理し、指定施術機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年2月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定施術機関指定申請書
- 2 施術機関番号、指定の期間、施術機関の名称、施術機関の所在地、開設者、代表者、施術者

別紙のとおり

甲府市告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年2月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和3年2月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第73号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第8411号
充当通知書 福発第8412号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

甲府市告示第74号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和3年2月19日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970105274
2	事業所の名称	ケアフォレスト
3	事業所の所在地	甲府市国玉町1290-8
4	当該事業所の申請者	株式会社ケアフォレスト 代表取締役 森 雅之
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	廃止年月日	令和3年2月28日

甲府市告示第75号

甲府市市税条例（昭和25年甲府市条例第29号）第10条の2第1項の規定により、同条例第29条の2第1項、第4項、第5項及び第8項に規定する個人の市民税の申告に関する期限のうち、その期限が令和3年3月15日のものについては、その期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月22日

甲府市長 樋口雄一

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年2月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 納入通知書
甲府市介護保険料 納付書
甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和3年2月10日 |
| 3 | 項目 | 令和2年度介護保険料納入通知書
令和2年度介護保険料8・9期分
令和2年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止書 |
| 4 | 納期限 | 令和3年3月1日（8期） 令和3年3月31日（9期） |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | （省略）
（省略）
（省略）
（省略） |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

甲府市告示第77号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年2月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和2年度市県民税普通徴収
過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

市有財産の売却について、随時に申込みを受け付け、先着順で売却するので、買受者を次のとおり公募する。

令和3年2月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 随時受付募集により売却する物件の概要等

(1) 物件番号(4) 1-1

ア 物件の種別 土地
イ 所在及び地番 甲府市大手二丁目4112番
ウ 地目 宅地
エ 地積 449.04㎡
オ 売却価格 21,339,728円

(2) 物件番号(4) 1-2

ア 物件の種別 土地
イ 所在及び地番 甲府市山宮町字米草5012番20
ウ 地目 宅地
エ 地積 194.49㎡
オ 売却価格 4,364,940円

(3) 物件番号(4) 1-3

ア 物件の種別 土地
イ 所在及び地番 甲府市山宮町字米草5012番21
ウ 地目 宅地
エ 地積 252.22㎡
オ 売却価格 6,335,010円

2 随時受付募集による申込受付の期間、場所及び方法

(1) 申込受付期間

令和3年3月1日(月)から令和3年12月28日(火)までの午前9時から午後5時までの間。(この期間内の市の休日を除く。)

(2) 申込受付場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
甲府市総務部契約管財室管財課
電話055-237-5197

(3) 申込受付方法

持参による受付とする。

3 随時受付募集に申込みできる者の資格及び要件

次のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であつて、当該各号に該当する事実があつた日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人又は使用人として使用する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者であつて、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - (7) 先着順随時募集受付の日から契約の日までの間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
 - (8) 市区町村税を滞納している者
 - (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員
- 4 契約予定者の決定方法
契約予定者は、申込受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に提出した申込順位が一位の者とする。ただし、同一日かつ同一時刻に2者以上の申込みがあつた場合は、直ちに抽選により申込順位を決定する。
- 5 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 6 契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 契約保証金の納付等
 - ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
 - イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
 - ウ 契約保証金には、利息を付さない。
 - (2) 違約金
契約者が、契約締結日より30日以内に売買代金（充当された契約保証金を除いた額）の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。
- 7 随時受付募集案内書の配付
- (1) 配付期間
令和3年3月1日（月）から令和3年12月28日（火）まで
 - (2) 配付場所等

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
甲府市総務部契約管財室管財課及び甲府市公式ホームページ

8 現地説明会開催

申込受付期間中、希望者に対して実施する。

9 特記事項

(1) 現状有姿による契約

現状有姿の状態で売り渡すものとする。

(2) 土地利用制限

買受けた市有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

10 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）、随時受付募集案内書等に定めるところによる。

甲府市告示第79号

次の債権にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和3年2月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 書類名 | 生活保護費に係る滞納債権に対する督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 福祉保健部福祉支援室生活福祉課 |

甲府市告示第80号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第8462号
充当通知書 福発第8463号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

甲府市告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 1 都市計画の種類 | 甲府都市計画道路
（3・4・15号住吉四丁目善光寺線） |
| 2 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下曾根町字堰向1136番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市八代町南561番地
笛吹農業協同組合
代表理事 小池 一夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市横根町字神田81番5及び字矢下710番1から710番9まで
以上10筆及び道・水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上小河原町1050番地
有限会社スミ新建材
代表取締役 伊藤 正敏

甲府市告示第 8 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により公示する。

令和 3 年 2 月 2 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社ケアフォレスト |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市横根町 1 1 7 1 番地 2 |
| 3 | 事業所名 | ケアフォレスト |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市国玉町 1 2 9 0 番地 8 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護・重度訪問介護 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1 9 1 0 1 0 2 5 9 7 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和 3 年 2 月 2 8 日 |

甲府市告示第85号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和3年2月26日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人 いきいき倶楽部 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市下向山町1280番地1 |
| 3 | 事業所名 | 訪問介護事業所コスモ山城 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上今井町571番地4 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102803 |
| 8 | 指定年月日 | 令和3年3月1日 |

甲府市告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和3年2月26日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 事業者名 | 一般社団法人 ここえ |
| 2 | 事業者の所在地 | 埼玉県本庄市下野堂一丁目10番15号 |
| 3 | 事業所名 | velwands 甲府 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上今井町1498番地3 |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援B型 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102837 |
| 8 | 指定年月日 | 令和3年3月1日 |

甲府市告示第 87 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設として次の者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により公示する。

令和 3 年 2 月 26 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 事業者名 | 医療法人 立史会 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市上阿原町 1 1 5 1 番地 |
| 3 | 事業所名 | 今井整形訪問介護事業所 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町 1 1 5 1 番地 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護、重度訪問介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1 9 1 0 1 0 2 8 1 1 |
| 8 | 指定年月日 | 令和 3 年 3 月 1 日 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により公示する。

令和 3 年 2 月 26 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|--------------------------|
| 1 | 事業者名 | 一般社団法人 SANPO |
| 2 | 事業者の所在地 | 石川県かほく市高松エ 179 番地 |
| 3 | 事業所名 | 三宝の杜 こうふ |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市徳行五丁目 13 番 22 号 |
| 5 | 事業の種類 | 就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102829 |
| 8 | 指定年月日 | 令和 3 年 3 月 1 日 |

監査委員会

甲府市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による令和2年度定期監査、同条第2項の規定による令和2年度行政監査、同条第5項の規定による令和2年度工事監査並びに同条第7項の規定による令和2年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年2月19日

甲府市監査委員

興 石 十 直
小 林 憲次郎
長 沼 達 彦

農業委員会

甲府市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会2月定例総会を、令和3年2月26日午後3時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和3年2月22日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和3年3月告示分農用地利用集積計画について
- 3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年3月管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第4項中「週休日の振替・代休日の指定簿（第1号様式）により」を「職員の勤務状況等を管理する電子計算機システム（以下「庶務事務システム」という。）(庶務事務システムにより難しい場合にあっては、週休日の振替・代休日の指定簿（第1号様式）により）」に改める。

第10条第12項中「休暇等届簿（第2号様式）に記載して」を「、庶務事務システム（庶務事務システムにより難しい場合にあっては、休暇等届簿（第2号様式）により）」に改める。

第10条の2第4項中「期間等を休暇等届簿に記載して」を「期間等を休暇等届簿に記載して（庶務事務システムによる場合を除く。）」に改める。

第11条第5項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第11条の2第8項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第11条の3第3項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第11条の5第6項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第12条第3項中「期間等を休暇等届簿に記載して」を「期間等を休暇等届簿に記載して（庶務事務システムによる場合を除く。）」に改める。

第12条の2第4項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第12条の3第4項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第12条の4第4項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第13条第2項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第14条第4項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第14条の2第3項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第14条の3第3項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第15条第3項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第15条の2第3項中「第10条の2第4項」を「第10条第12項」に改める。

第16条第7項中「休暇等届簿」を「休暇等届簿（庶務事務システムによる場合を除く。）」に改める。

第16条の2第8項中「期間等を休暇等届簿に記載して」を「期間等を休暇等届簿に記載して（庶務事務システムによる場合を除く。）」に改める。

第17条第3項中「期間等を休暇等届簿に記載して」を「期間等を休暇等届簿に記載して（庶務事務システムによる場合を除く。）」、「」に改める。

第20条中「直ちにその旨を休暇等届簿により届出」を「直ちにその旨を庶務事務システムに記録し、又は休暇等届簿に記載するとともに」に改める。

（甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正）

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第22条中「時間外勤務命令簿（第3号様式）に所要事項を記入し、管理者に提出し、命令を受けなければならない。」を「、職員の勤務状況等を管理する電子計算機システム（以下「庶務事務システム」という。）により、管理者から時間外勤務命令を受けなければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合には、時間外勤務命令簿（第3号様式）によるものとする。」に改める。

（甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部改正）

第3条 甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和55年3月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「特殊勤務服務簿（第3号様式）に所要事項を記載し、所属部長に報告しなければならない。」を「職員の勤務状況等を管理する電子計算機システム（以下「庶務事務システム」という。）により、所属部長等に報告しなければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合には、特殊勤務服務簿（第3号様式）によるものとする。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 2 号

甲府市上下水道局公印管守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局公印管守規程の一部を改正する規程

第 1 条 甲府市上下水道局公印管守規程（昭和 3 9 年 1 月管理規程第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 3 条関係）中「印材」の欄を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年2月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部を改正する規程

第1条 甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程（昭和46年11月管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「自動車等時間外使用簿（第2号様式）に記載し、総務課長に報告の上、当直者に引継がなければならない。」を「当直者に連絡しなければならない。」に改め、同上第3項を次のように改める。

3 運転手等は、第1項の時間外使用又は休日における使用が終了したときは、当該自動車等のかぎを当直者に引渡すものとする。

第2号様式（第11条関係）を削る。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第5号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和3年2月2日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110097号		
工事名	(ブー101) 送配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下曾根町地内（中央自動車道甲府南ICの北）		
工事概要	1	工事内容	【送水管】 ・DIP. GX (φ200) 448.0m ・SSP (φ50) 2.0m ・仕切弁. GX (φ200) 1基 ・空気弁 (φ20) 1基 【配水管】 ・DIP. GX (φ150) 452.0m ・DIP. GX (φ75) 0.5m ・SSP (φ50) 4.5m ・仕切弁. GX (φ150) 3基 ・泥吐弁. GX (φ75) 1基
	2	工期	令和3年9月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	60,357,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、3,000万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降に

			完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	○令和2年6月23日告示、 合併(土木)5号「①中道北小学校移転に伴う外構(A工区)工事②マンホールトイレ設置工事(R2-1)」 ○令和2年8月24日告示、 (土木)108号「中道北小学校移転に伴う外構(B工区)工事」 ○令和2年12月9日告示、 合併(土木)15号「①中-1-5処理分区下水道管布設工事(R2-1) ②(街路-102)配水管布設工事」 詳細は入札説明書1に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年2月2日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年2月12日
	3	申請書受付開始日	令和3年2月2日
	4	申請書受付締切日	令和3年2月12日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年2月18日
	6	設計図書配付開始日	令和3年2月2日
	7	設計図書配付締切日	令和3年2月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年2月2日

	9	設計図書に関する質問 締切日	令和3年2月19日
	10	入札日時	令和3年3月2日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和3年3月5日
	12	開札日時	令和3年3月11日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和3年3月12日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和3年2月25日 午後5時まで
	2	回答	令和3年2月26日
価格以外の 評価に関す る照会	1	質問	令和3年3月9日まで
	2	回答	令和3年3月10日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和3年3月10日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第6号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年2月10日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

1 入札対象業務

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | 上水長契-1号 |
| (2) 件名 | フルカラー印刷機賃貸借 |
| (3) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| (4) 賃貸借期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (5) 納入場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市及び甲府市上下水道局における令和3・4年度の入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件を全て満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 入札有資格者名簿へ登載する予定の業種が「事務用品」であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給(入札等)制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (8) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和3年2月10日(水)～令和3年2月19日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和3年2月10日(水)～令和3年2月19日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和3年3月11日(木) 午前10時00分
- (2) 場所 甲府市上下水道局本局庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 長期継続契約
- 本入札は、「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結する

ことができる規程」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る収入予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第7号

次の公印を改刻し登録するので、甲府市上下水道局公印管守規程第6条第2項の規定により、これを告示する。

令和3年2月12日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

1 改刻した公印

- (1) 種別 職印
- (2) 名称 管理者職務代理者印
- (3) ひな形 7
- (4) 寸法 方24mm
- (5) 書体 てん書
- (6) 用途 管理者職務代理者名をもって発する文書
- (7) 個数 1個



2 公印の登録日 令和3年2月16日

甲府市上下水道局告示第8号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年2月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | 下水長契一1号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市浄化センター汚泥焼却施設運転管理等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における令和3・4年度入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)第2条に基づく下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者で、関東地方整備局管内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 日本国内の公共下水道又は流域下水道の脱水汚泥焼却施設(過給式流動焼却炉で定格焼却能力60t/日以上)の運転管理業務に、過去10年以内(平成23年4月1日から告示日まで)に元請として3年以上継続履行した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての場合は、その代表者に限る。
- (3) 業務総括責任者として、下水道処理施設管理技士の資格を有している者を専任で業務場所に配置できる者であること。
- (4) 汚泥焼却施設運転管理等業務委託仕様書別表8に掲げる資格者を配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給(入札

等) 制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(10) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和3年2月15日(月)～令和3年2月24日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和3年2月15日(月)～令和3年2月24日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436

※郵送は不可

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月17日(水) 午前11時00分

(2) 場所 甲府市上下水道局本局庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」及び「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第9号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年2月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | 下水長契一2号 |
| (2) 業務名称 | 住吉中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における令和3・4年度入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者を保有しており、かつ、定期点検時に仕様書のとおり電気主任技術者を配置できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(8) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和3年2月15日(月)～令和3年2月24日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号

電話 055-228-3436

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和3年2月15日(月)～令和3年2月24日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号

電話 055-228-3436

※郵送は不可

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月17日(水) 午後2時30分

(2) 場所 甲府市上下水道局本局庁舎3階大会議室

甲府市下石田二丁目23番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」及び「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第10号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和3年2月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指定番号	第21号
指定業者名	(株)松本住宅産業
所在地	甲斐市中下条1659
代表者	椿 仁

甲府市上下水道局告示第11号

次の公印を廃止したので、甲府市上下水道局公印管守規程第6条第2項の規定により、これを告示する。

令和3年2月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

1 廃止した公印

- (1) 種別 職印
- (2) 名称 管理者職務代理者印
- (3) ひな形 7
- (4) 寸法 方24mm
- (5) 書体 てん書
- (6) 用途 管理者職務代理者名をもって発する文書
- (7) 個数 1個



2 公印廃止日 令和3年2月15日

甲府市上下水道局告示第 1 2 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 3 年 2 月 2 4 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 9 9 号		
工事名	(鉛対 4 - 2) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下石田二丁目、上石田四丁目地内 (市立南西中学校の西)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ D I P . G X (φ 7 5) 6 1 . 5 m ・ D I P . K (φ 7 5) 1 4 . 9 m ・ H P P E (φ 7 5) 6 9 7 . 6 m ・ 仕切弁 . G X (φ 7 5) 1 0 基 ・ 水抜栓 (φ 2 5) 5 基
	2	工期	令和 3 年 1 0 月 2 7 日まで
	3	予定価格 (税込み)	5 3 , 0 8 6 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 2 , 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 7 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年2月24日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年3月5日
	3	申請書受付開始日	令和3年2月24日
	4	申請書受付締切日	令和3年3月5日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年3月11日
	6	設計図書配付開始日	令和3年2月24日
	7	設計図書配付締切日	令和3年3月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年2月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年3月12日
	10	入札日時	令和3年3月18日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和3年3月23日
	12	開札日時	令和3年3月29日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和3年3月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年3月16日 午後5時まで
	2	回答	令和3年3月17日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和3年3月25日まで
	2	回答	令和3年3月26日

価格以外の評価を修正した場合	公表	令和3年3月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第13号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和3年2月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110100号		
工事名	(路4-11) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市北新一丁目地内外(山梨大学教育学部の北)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表層工 t = 5 c m A = 3, 1 6 0 . 0 m² <li style="padding-left: 2.5em;">t = 3 c m A = 3 . 0 m² ・区画線工 1 式 ・付帯工 1 式
	2	工期	令和3年7月19日まで
	3	予定価格 (税込み)	24, 244, 000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成17年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和3年2月24日
	2	入札説明書等配付締切日	令和3年3月5日

	3	申請書受付開始日	令和3年2月24日
	4	申請書受付締切日	令和3年3月5日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和3年3月11日
	6	設計図書配付開始日	令和3年2月24日
	7	設計図書配付締切日	令和3年3月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和3年2月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和3年3月12日
	10	入札及び開札日時	令和3年3月18日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和3年3月16日 午後5時まで
	2	回答	令和3年3月17日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

任免辞令

(市長事務部局)

福祉保健部 健康支援センター 医務感染症課 係長 田中 優
退職を承認する

以 上 発 令 日 令 和 3 年 2 月 2 8 日

(教育委員会)

教育部 教育総室 学事課 主事 新井 祐貴
退職を承認する

以 上 発 令 日 令 和 3 年 2 月 2 8 日